環 境 報 告 書
2026

西秋川衛生組合

目　　次

ページ

私たちの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第１章　事業概要

１　西秋川衛生組合のあらまし・・・・・・・・　３

２　私たちの組織・・・・・・・・・・・・・・・　１２

第２章　私たちの環境の取組

１　環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２　環境負荷・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

３　ごみ処理における環境対策・・・・・・・・　１６

４　ごみ処理おける発電・・・・・・・・・・・　１８

５　ごみ処理における溶融固化物（スラグ）
の有効利用・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

６　ごみ処理における資源回収実績・・・・・・　１９

７　し尿処理における環境対策・・・・・・・・　２０

８　環境負荷を減らす取組・・・・・・・・・・　２２

９　組合活動・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

第３章　コミュニケーション

１　環境情報の公開・・・・・・・・・・・・・　２５

２　施設の見学・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

３　社会的活動・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

４　事業のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・　２８

案内図、問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

私たちの取組

西秋川衛生組合は、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町の約１０万人の皆様から排出されるごみの中間処理、資源化及び最終処分場における埋立処分のほか、し尿処理業務を適正に行うため、４市町村で構成する一部事務組合です。

当組合では、構成市町村と連携して、３R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組み、循環型社会の実現に向けた一般廃棄物処理事業を展開しております。

平成２６年度に稼働開始した熱回収施設では、発電効率及び資源化率の高い流動床式ガス化溶融炉の採用により、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設内の電力を賄うとともに余剰電力は売却しており、溶融炉から回収されるスラグ（ガラス質の物質）は、土木用資材として有効利用するなど、温室効果ガス等の排出量削減に努めております。

リサイクル施設では、構成市町村から分別収集により搬入された資源物を適切に選別し、適正かつ効率的な資源のリサイクルに取り組んでおります。

最終処分場では、平成２５年度から実施してまいりました「第２御前石最終処分場再生事業」における埋立ごみの掘り起こし作業が令和４年度末に終了し、埋立容量の減容化により、限られた貴重な財産である最終処分場の延命化が図られました。

し尿処理施設につきましては、平成３０年度に完成した汚泥再生処理センターが衛生的かつ安定した稼働をしており、従来のし尿処理施設の役割であるし尿・浄化槽汚泥の処理のほか、汚泥の再生・資源化にも取り組んでおります。

また、令和６年度に「西秋川衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中間見直しを行い、この目標の達成に向けた取組を推進しております。

今後も、一般廃棄物から生ずる環境負荷の低減に最大限の努力をはらい、循環型社会の構築を図り、安全で安定した施設運営を通じて、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

令和８年９月１日

西秋川衛生組合事務局長　**榎本　和生**

■　報告する期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

■　準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局

第１章　事業概要

１　西秋川衛生組合のあらまし

１　構成市町村等

人口・世帯数　　（令和７年10月１日現在）

区　　分	人　口（人）	世　帯（世帯）
あきる野市	７８，６９５	３７，６４２
日の出町	１５，８４６	７，５０１
檜　原　村	１，９０６	１，０９８
奥多摩町	４，４０９	２，４６８
合　　計	１００，８５６	４８，７０９

（※住民基本台帳による。）

２　施設規模等

（１）熱回収施設

①施設建設　平成２６年３月竣工

②処理能力　１１７ｔ／日（５８．５トン／２４時間×２系列）

③処理方式　流動床式ガス化溶融炉

（２）不燃・粗大ごみ処理設備

処理能力　　２７ｔ／日（５時間）

（３）リサイクル施設

①施設建設　平成２８年３月竣工

②処理能力　選別・圧縮・圧縮梱包　１１．２ｔ／日

≪対象物：缶類、びん類、ペットボトル≫

保管　１７．１ｔ／日

≪対象物：新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類、白色トレイ、使用済小型電子機器、有害ごみ≫

（４）最終処分場（第２御前石最終処分場）

①施設建設　平成１３年３月竣工

②埋立容量　８７，０００㎥

③埋立期間　平成１３年３月２９日から令和２５年度（予定）まで

（５）　浸出水処理施設

①施設建設　昭和５４年３月竣工

②処理能力　１５０ｔ／日（５時間）

③処理方式　生物学的脱窒素法＋低負荷活性汚泥法＋凝集沈殿法＋急速濾過法＋活性炭吸着法

（６）し尿処理施設（汚泥再生処理センター　玉美園）

①施設建設　平成３１年３月竣工

②処理能力　２４ｋＬ／日

◎し　　尿　　８ｋＬ／日
◎浄化槽汚泥　１６ｋＬ／日
③処理方式　膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式

3　施設の概要

（１）ごみ処理の状況

①本組合におけるごみ処理フロー（令和７年度）

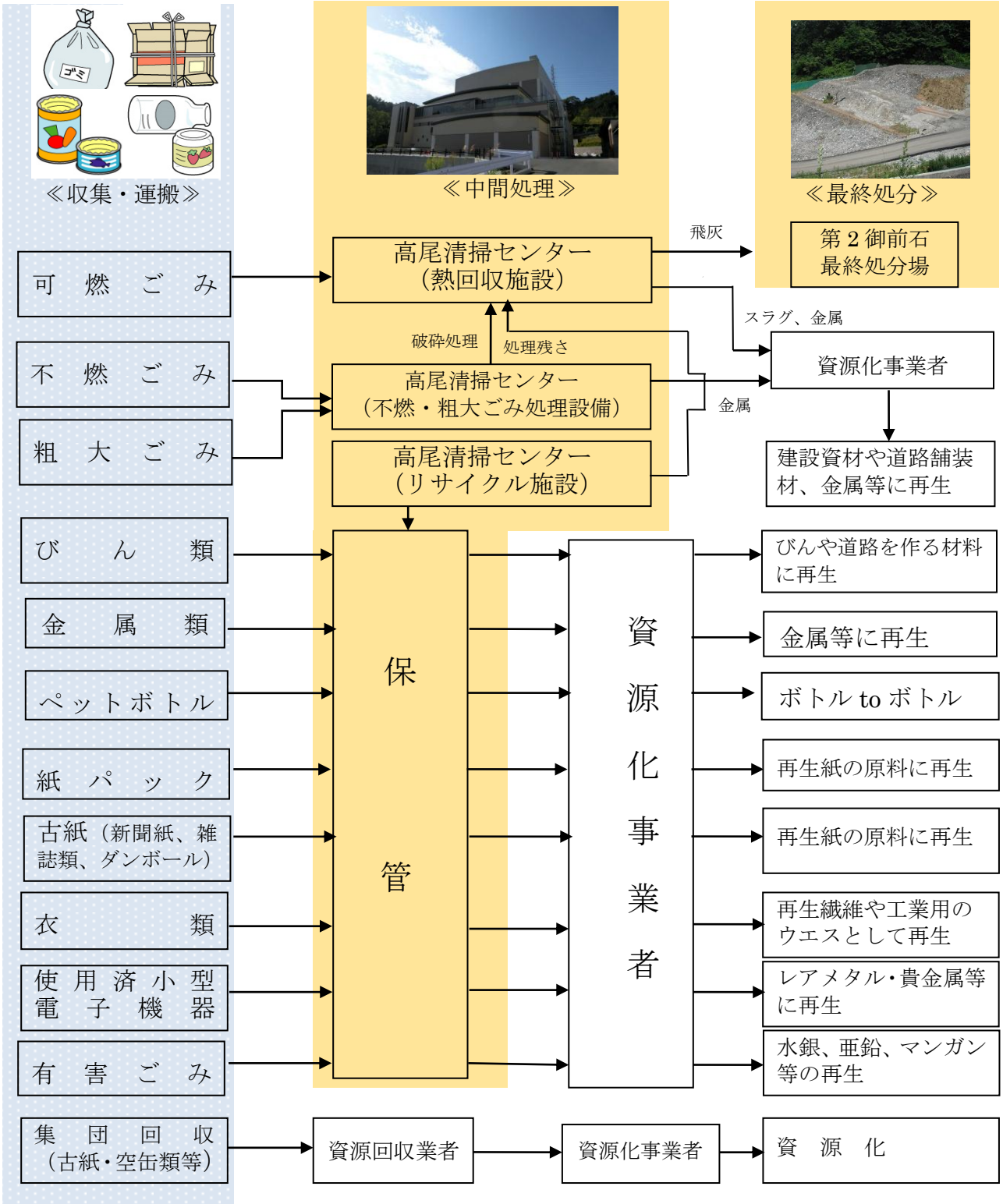

②ごみ処理の仕組み

熱回収施設では、流動床式ガス化溶融炉を採用しています。

家庭などから収集された可燃ごみ及び破砕処理後の不燃・粗大ごみを混焼し処理しています。

また、焼却により発生する熱エネルギーを利用し発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余剰電力は売電を行っています。更に、余熱利用システムにより場内への給湯も行うなど、循環型社会の構築に資する施設です。

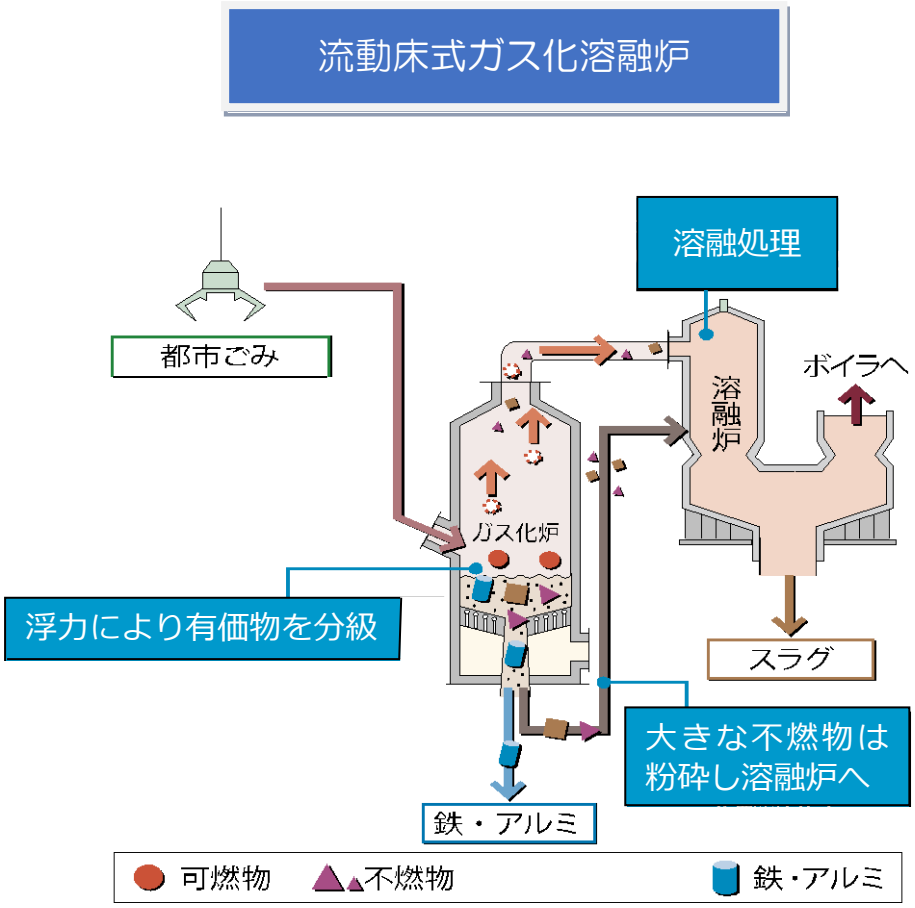

鉄　・　ア　ル　ミ　類　⇒　資源として回収

スラグ（溶融固化物）　⇒　資源として回収

ボイラで発生した蒸気の利用　⇒　発電・余熱利用

③熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理設備フロー図（ごみの流れ）

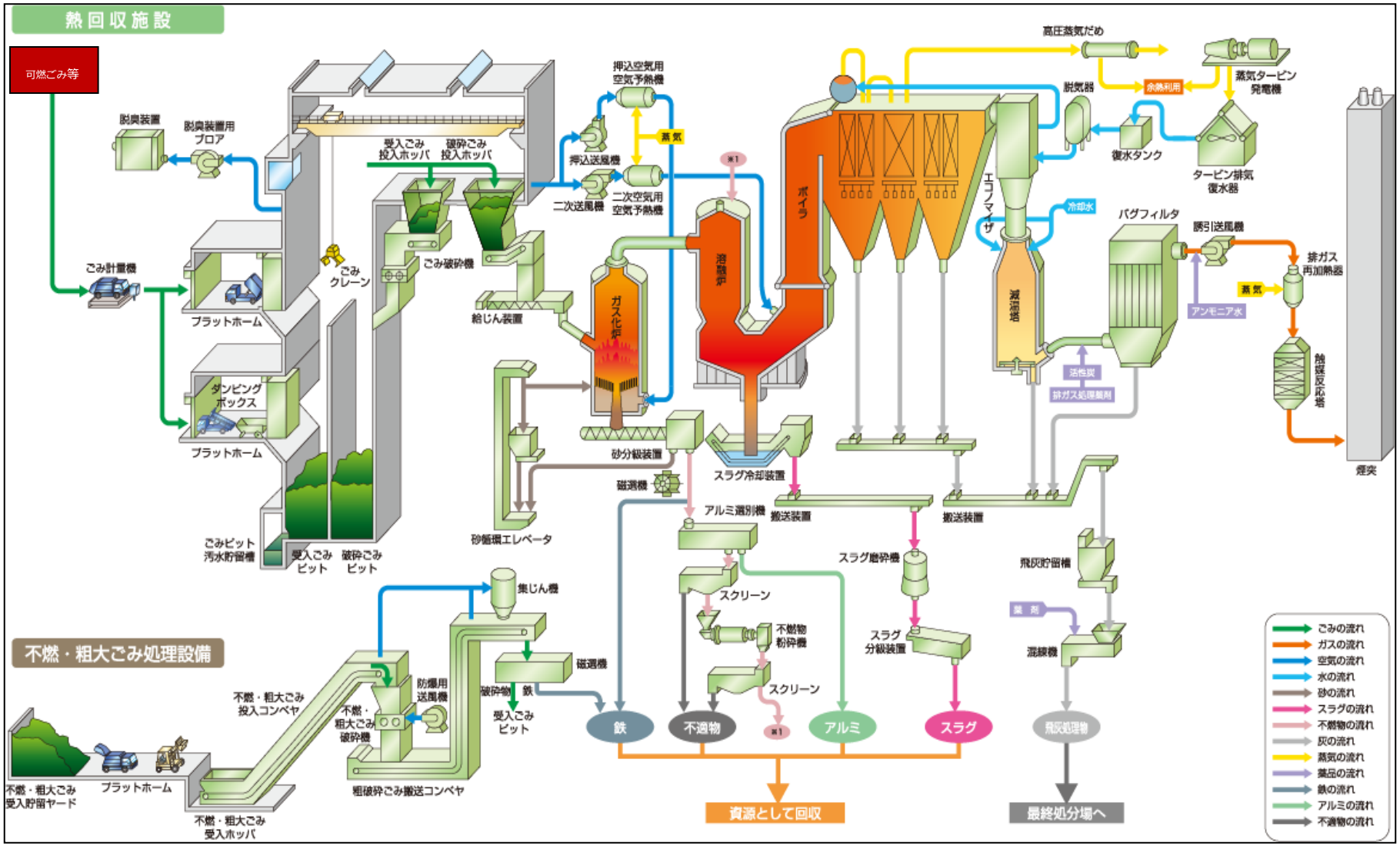

プラットホーム

計量を終えた収集車はプラットホームに進入し、ごみピットへ投入します。

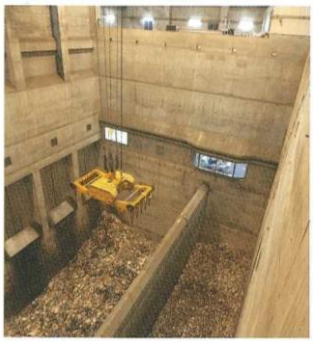

受入・破砕ごみピット、ごみクレーン

ごみピットは、受入ごみピットと破砕ごみピットがあり、受入ごみ投入ホッパ及び破砕ごみ投入ホッパへ投入します。

溶融炉

約１２５０℃の高温で灰分を溶融し、減容化、無害化をします。

蒸気タービン発電機

ボイラで発生した蒸気熱を利用して、最大１９００ｋＷの発電をします。

中央制御室

熱回収施設内の機器と設備全体の監視・制御や運転操作をします。

注）不燃・粗大ごみは、破砕機で処理された後、受入ごみピットへ投入され、可燃ごみと一緒に処理します。

④リサイクル施設フロー図（資源処理の流れ）

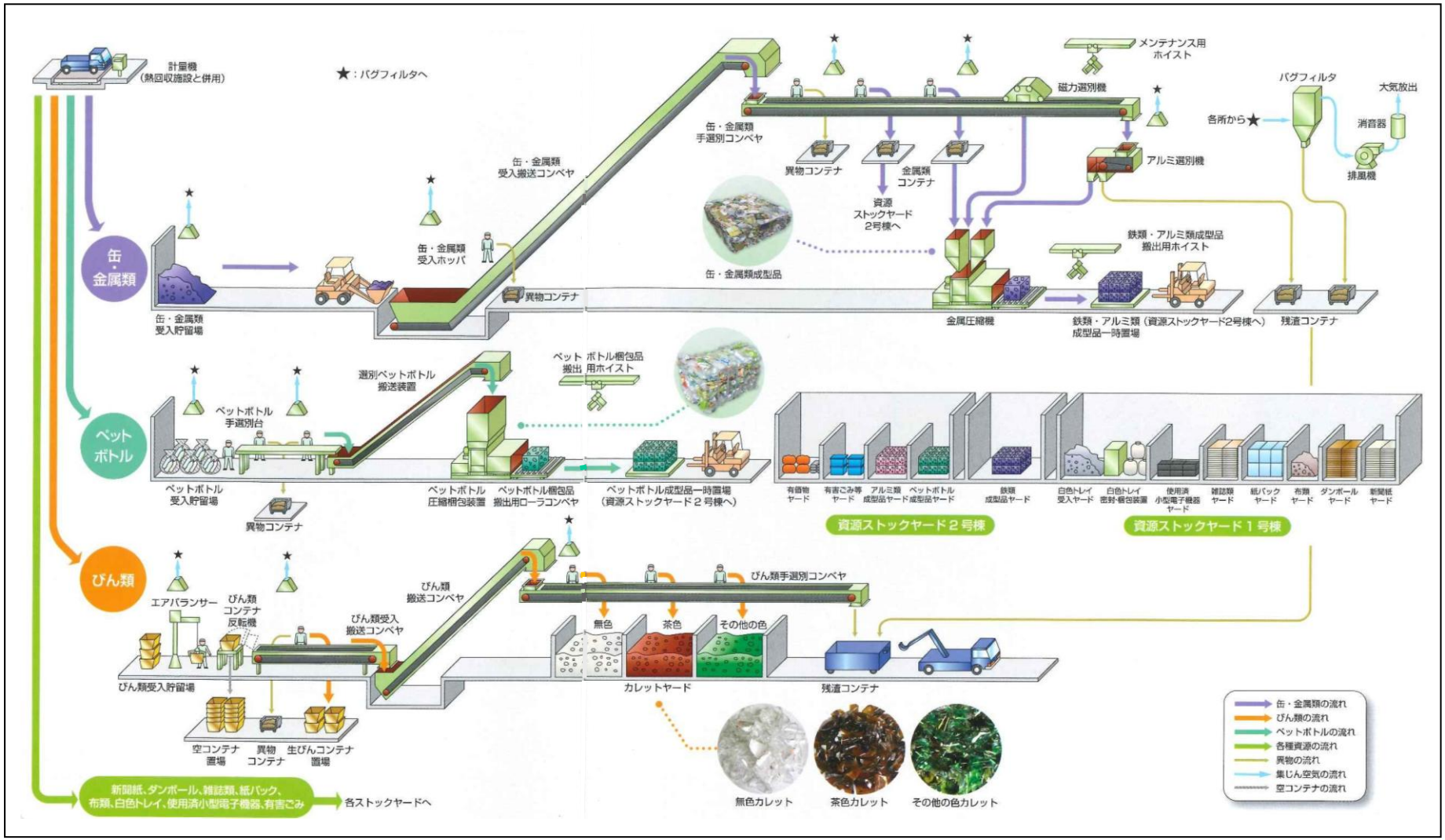

中央監視室

リサイクル施設内の機器の監視・操作をします。

受入貯留場

搬入された缶・金属類やびん類、ペットボトルを受入処理ラインに投入します。

磁力選別機

磁力の力で缶・金属類の中から鉄だけを回収します。

金属圧縮機

選別された鉄類・アルミ類を圧縮成型します。

ペットボトル圧縮梱包装置

異物を除去したペットボトルを圧縮梱包します。

カレットヤード

色別に選別されたびん（カレット）を貯留します。

注）新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類、白色トレイ、使用済小型電子機器、有害ごみはストックヤードで一旦保管し、搬出します。

（２）し尿の状況

し尿処理施設フロー図

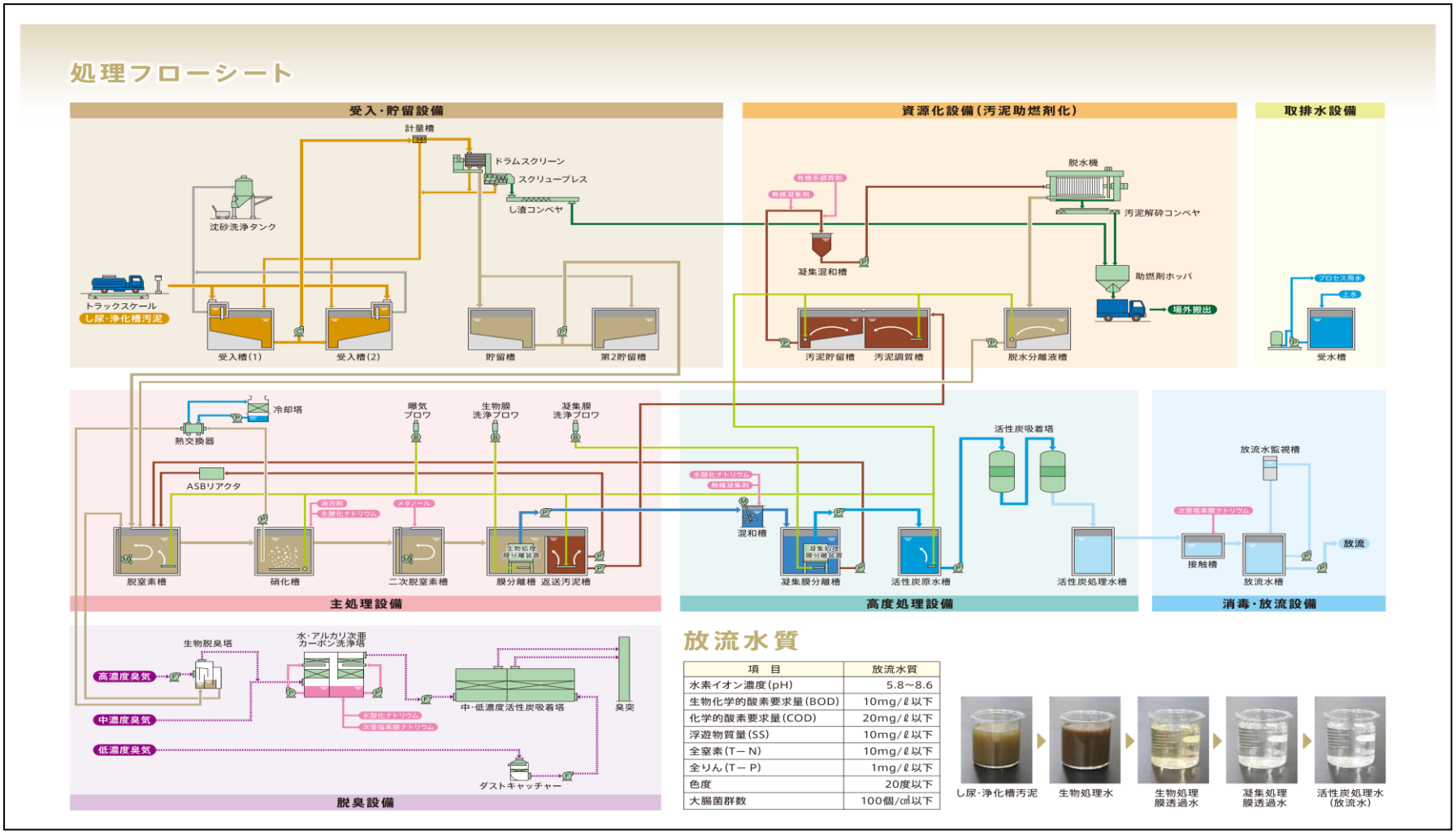

主要設備

受入・貯留設備

し尿・浄化槽汚泥は、受入室内の受入口から投入され、砂・小石等を除去し、さらに紙・布・ビニールといった混入物を細かく破砕・切断し、それらをドラムスクリーンとスクリュープレスで分離・脱水します。脱水したし渣は、助燃剤として場外搬出されます。し渣を除去したし尿・浄化槽汚泥は、貯留槽へ移送されます。

■トラックスケール

■受入室

■ドラムスクリーン

■スクリュープレス

■ポンプ室

主処理設備

汚れ成分であるBOD（生物化学的酸素要求量）と窒素化合物は、微生物により除去します。その後膜分離装置により、汚泥とSS（浮遊物質）を含まない透過液に分離します。

膜分離装置のしくみ

膜分離装置は、水槽内に設置し、槽外に設置したポンプで吸引し、安定した固液分離を行います。装置下部の散気管から出る気泡で膜面のセルフクリーニングを行う機能を有し、汚泥の閉塞が起こり難い構造となっています。

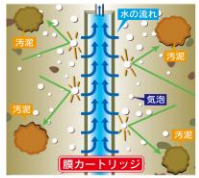

膜ユニットによる固液分離

膜面の微孔を通過できるのは、水などのきわめて小さな粒子で、サイズが大きい汚れの粒子SS（浮遊物質）は通さないため、安定した処理が行えます。

■膜分離装置

■ASBリアクタ
土壌微生物の持つ潜在能力を最大限に引き出し、余剰汚泥発生量及び臭気濃度の低減など様々な効果を発揮します。

■高効率散気装置
高い酸素溶解効率のメンブレン式散気装置を採用し、曝気ブロワの省電力化を図っています。

資源化設備

主処理設備から移送された汚泥は、脱水機で低含水率に脱水し、当組合保有のごみ処理施設へ搬出し、助燃剤として有効利用します。

■脱水機

■助燃剤ホッパ

■助燃剤

高度処理設備

主処理工程で残ったCOD、色度成分などを高度な処理法でさらに浄化します。

■活性炭吸着塔

中央監視室

中央監視室で、受入から放流までの各機器の運転状況について監視しています。

水質分析室

各工程の水質分析を行い、処理状況の確認を行っています。

脱臭設備

施設で発生する臭気は、吸引・捕集して、外部はもちろん場内にも拡散しないようにしています。捕集された臭気は、臭いの強さに合わせて、生物脱臭、薬品洗浄、活性炭吸着を組み合わせて効率的に処理を行い、クリーンにして大気に排出しています。

■生物脱臭塔

■水・アルカリ次亜カーボン洗浄塔

■中・低濃度活性炭吸着塔

２　私たちの組織

組合の組織ですが、議員１３人、正副管理者４人、監査委員２人（識見を有する者１人、議員選出１人）そして、事務局職員につきましては、事務局長以下１０人（職員：８人、再任用職員：２人）で構成されています。

なお、組合施設の運転・維持管理業務は、全て業務委託となっています。

（R7.4.1 現在）

（事務局職員）

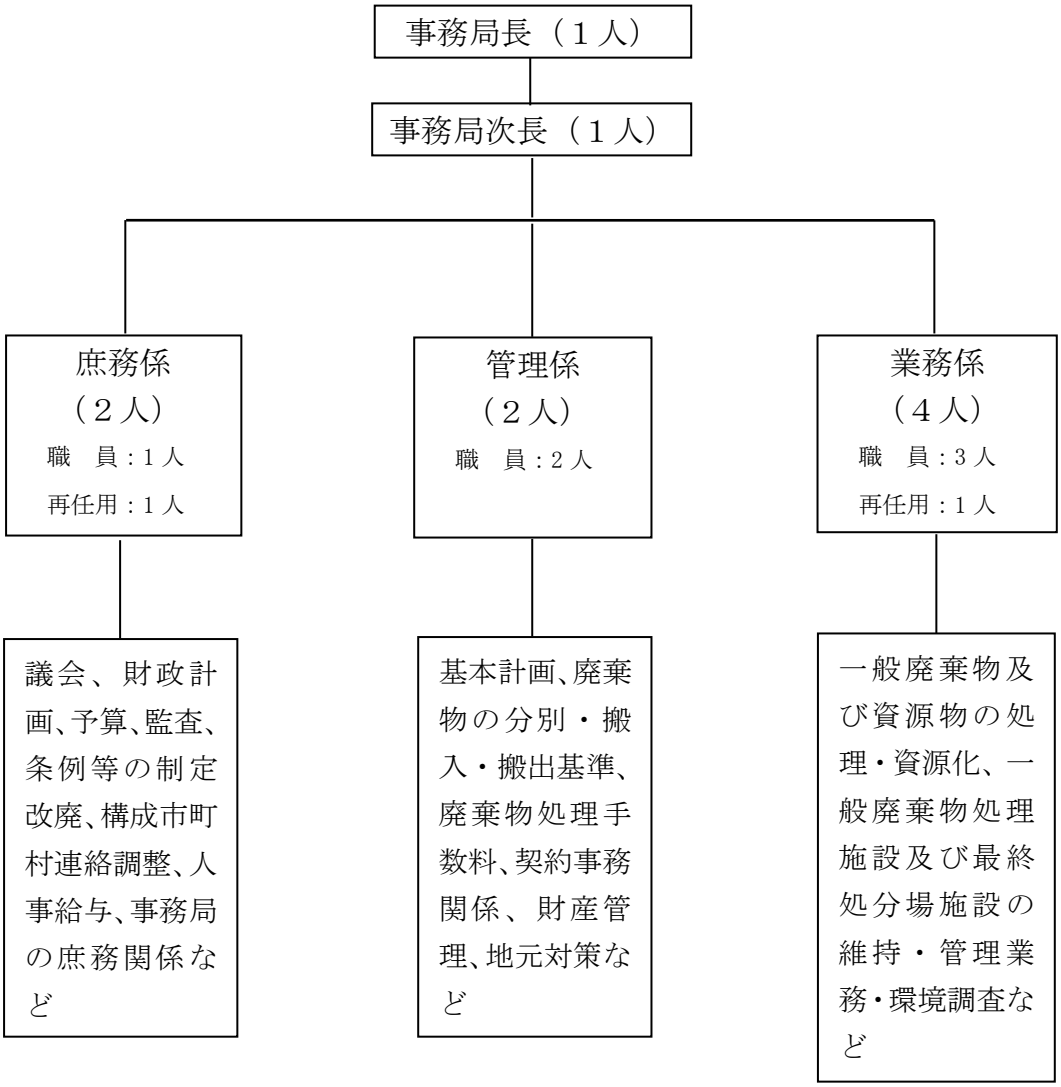

第２章　私たちの環境の取組

１　環境方針

（１）環境に配慮した事業活動

ダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出を抑制し、排ガスの自主基準値を厳しく設定しています。また、効率的な運転管理により、使用電力量等を抑制し、環境負荷の低減に寄与する適正な維持管理を行います。

（２）循環型社会システムの核となる清掃工場・し尿処理場

構成市町村から搬入されたごみの中から手選別、機械選別等により、多くの資源物を回収し、資源の有効利用に努めます。

また、し尿処理施設においては、処理過程で発生する汚泥を助燃剤化することで、有効活用を図ります。

（３）地球温暖化防止

ごみの資源化及び省エネルギーを一層推進し、社会全体としての温室効果ガスの排出削減を図ります。

（４）熱エネルギー等の有効利用

熱回収施設では、ごみを溶融処理する際に生じる熱エネルギーを有効利用するための発電設備を設け、その電力はごみ処理施設等へ供給し、余剰電力は売電します。また、溶融された灰分からスラグを生成し、土木資材等として有効利用を図ります。

（５）啓発活動

施設見学者の積極的な受け入れやホームページ等による啓発活動に努めています。また、構成市町村が実施する啓発活動等にも進んで協力します。

（６）地域との共存

組合と地元自治会で構成する運営協議会を年１回開催し、環境データの報告を行っています。また、必要に応じて地域振興事業の支援も行います。

（７）美化・緑化の推進

ごみ処理施設の周辺は、都立自然公園内であることを踏まえ、場内の美化・緑化を推進すると共に周辺環境の保全に努めます。

２　環境負荷

（１）令和７年度の物質収支

受電電力量	1,201 Mwh	灯　油	670,416　ℓ
軽油	10,255　ℓ	ガソリン	916　ℓ
上水	16,788　㎥	ＬＰＧ	2,616　㎥

〈ごみ、資源物及びし尿搬入量〉
- 可燃ごみ　21,366ｔ
- 不燃ごみ　433ｔ
- 粗大ごみ　1,196ｔ
- 資源　4,457ｔ
- し尿　5,352kl

〈薬剤　熱回収〉
- 活性炭　5ｔ
- アンモニア水　61 kl
- アルカリ反応剤　198ｔ
- 重金属安定化剤 SK1　55kl
- 重金属安定化剤 SK3　58 kl

〈薬剤　し尿〉
- 活性炭　2.16ｔ
- 無機疑集剤　11.90kl
- メタノール　15.54kl
- 水酸化ナトリウム　9.43kl
- 次亜塩素酸ナトリウム　2.47kl
- 消泡剤　0.23kl
- 有機系調質剤　0.33ｔ

〈ごみ中間処理量〉
- ごみ焼却量　23,169ｔ
- 資源化量　5,901ｔ

（内熱回収・不燃粗大ごみ 1,791ｔ）
- 有害ごみ　61ｔ

〈し尿処理量〉
- し尿　5,363 kl

（内有機性廃棄物　11kl ）

〈公害防止設備〉
- 排ガス処理設備
- 排水処理設備
- 飛灰安定化処理設備

〈余熱利用設備〉
- 蒸気タービン発電機

〈最終処分場搬出量〉
- 飛灰搬出　1,065ｔ

〈有害ごみ搬出量〉
- 蛍光管・乾電池　39ｔ
- ライター　3ｔ
- スプレー缶　19ｔ
- 計　61ｔ

〈し尿処理水河川放流量〉
6,714 ㎥

〈リサイクル施設資源化量〉
- 金属類　383ｔ
- 紙類　2,525ｔ
- 布類　406ｔ
- びん類　532ｔ
- ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　262ｔ
- 白色ﾄﾚｲ　2ｔ

計　4,110ｔ

〈熱回収施設資源化量〉
- 金属類　520ｔ
- スラグ　1,196ｔ
- その他　75ｔ

計　1,791ｔ

〈CO２排出量〉
17,414ｔ

（内訳）
- 投入エネルギー分
  - 受電電力　210ｔ
  - 自動車等　28ｔ
  - 燃料　1,669ｔ
  - その他　6ｔ
- ごみ焼却分　15,501ｔ

〈発電量〉
9,721 Mwh

〈売電量〉
4,186 Mwh

３　ごみ処理における環境対策

（１）排ガス

基準値は、運営事業者が設定した自主規制値で「大気汚染防止法」に基づく規制基準を下回る基準値です。

ばいじん

溶融炉からの排ガスは、バグフィルタにより、ばいじんを取り除きます。１号系、２号系ともに定量下限値を下回っています。
なお、定量下限値を下回っているため、0 で表示しています。

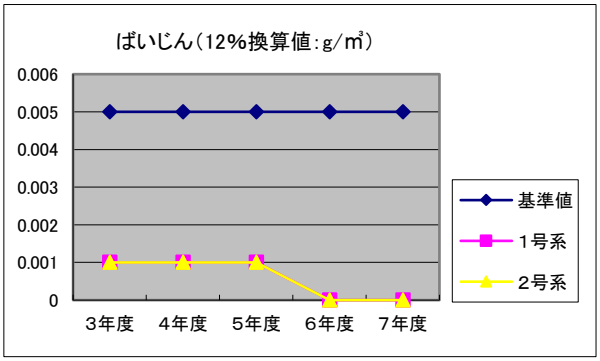

硫黄酸化物

ごみに含まれている硫黄分は、焼却により、排ガス中で硫黄酸化物になります。１号系、２号系ともに基準値を下回っています。

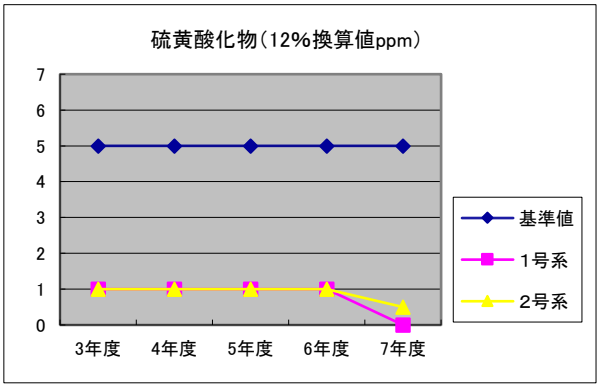

窒素酸化物

空気中に含まれている窒素分は、焼却により、酸素分と反応して窒素酸化物が生成されます。１号系が上昇傾向ですが、１号系、２号系ともに基準値を下回っています。

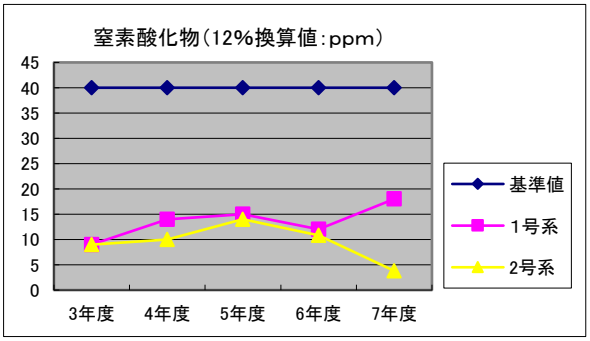

塩化水素

ごみに含まれている塩素は、焼却により、炭酸ガスや二酸化硫黄などと反応して塩化水素ガスが生成されます。

塩化水素ガスは、消石灰により、除去されています。１号系、２号系ともに基準値を下回っています。

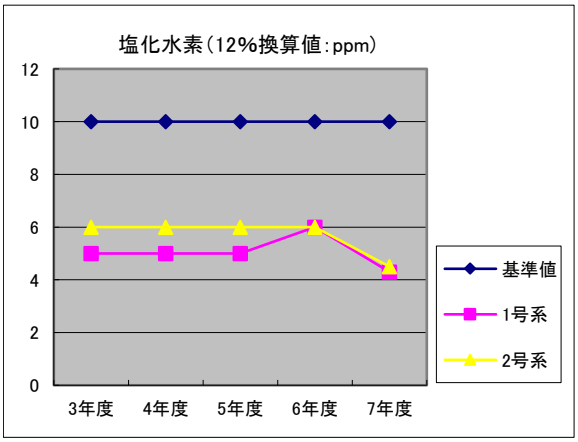

水銀

ごみに含まれている水銀は、焼却により、粒子状水銀になります。
粒子状水銀は、活性炭により除去されています。１号系、２号系ともに基準値を下回っています。

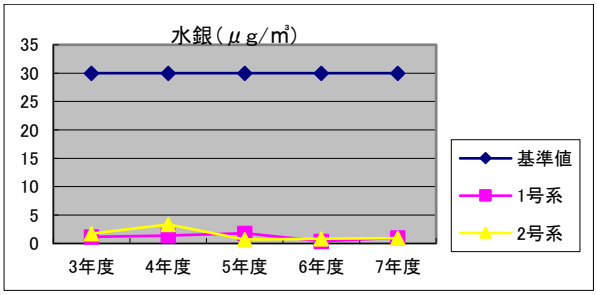

（２）排水

クローズドシステムのため排水はありません。

（３）ダイオキシン類

排ガス

溶融炉で可燃ガスと炭を燃料に灰を1250℃の高温で溶かし、有害なダイオキシン類を分解後、バグフィルタにより有害物質を取り除いてから排出します。

単年度で基準値を超えましたが、その後は、基準値以下で安定しています。

※大気汚染防止法に基づく基準値は、1ng-TEQ/m³N

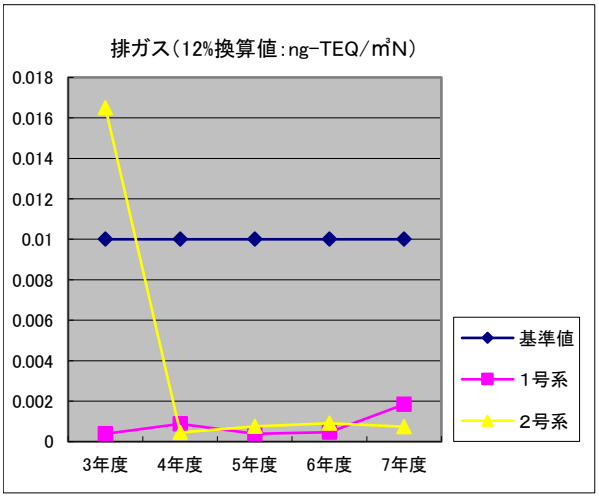

安定固化物（飛灰）

焼却により生成されたダイオキシン類の一部は、飛灰に入ります。

バグフィルタにより除去された飛灰は、熱回収施設から最終処分場に搬出する際に、重金属安定化剤による処理をしています。埋立基準は3ng-TEQ/g となっています。

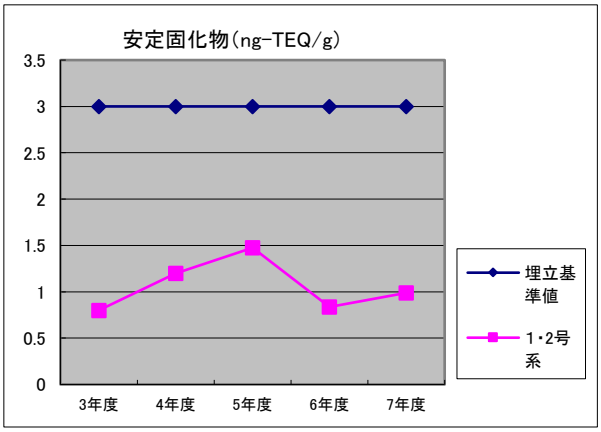

溶融固化物（スラグ）

溶融炉で溶かされた灰は、スラグ冷却装置などにより処理され、スラグが生成されます。

各年度の数値は基準値以下ですが、令和６年度からは大きく減少しています。これは、最終処分場の掘り起こしごみの影響がなくなったためと考えます。

土壌環境基準は1000ｐg-TEQ/g となっています。

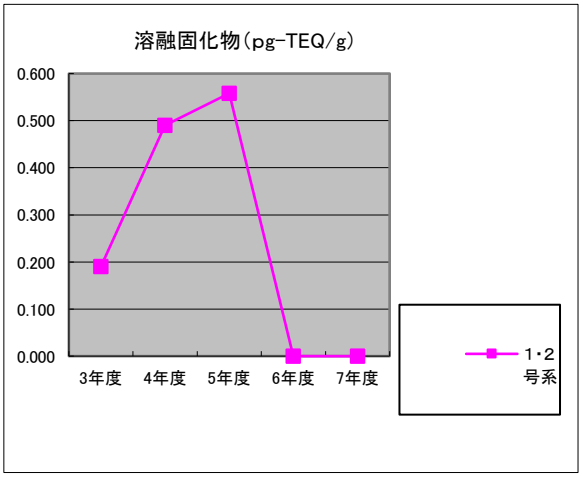

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」による届出に基づくもので、移動量は、集塵灰中に含まれるダイオキシン類が熱回収施設から最終処分場へ移動する量を表すものです。

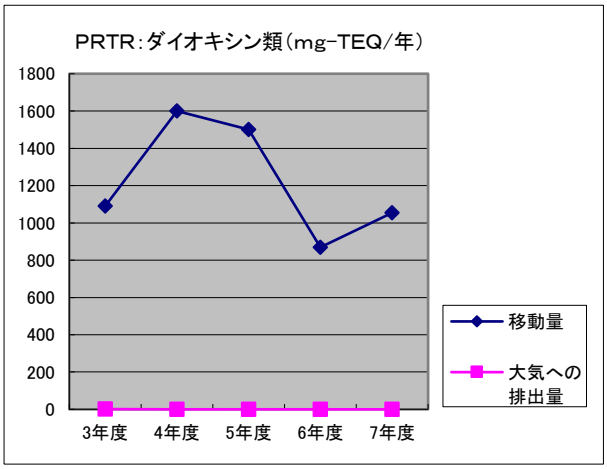

４　ごみ処理における発電

熱回収施設で発電される電力は、施設内の電力を全て賄っており、余剰分は売電を行っています。
令和７年度の発電電力量は、9,721,340kwh で、これを一般家庭に換算するとおよそ年間約2,700軒分を賄う電力量になります。
なお、売電電力量は、4,185,650kwh となっています。

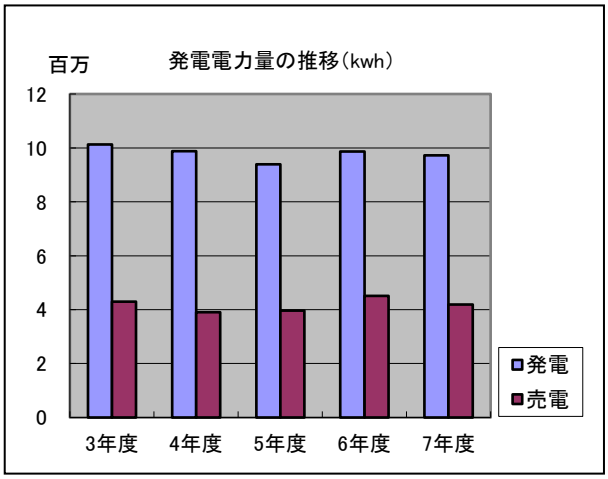

５　ごみ処理における溶融固化物（スラグ）の有効利用

溶融炉で溶かされた灰は、減容化され、スラグ冷却装置などにより処理し、スラグが生成されます。
スラグは、アスファルト舗装やコンクリートの二次製品などの土木資材として、有効に利用されています。
令和７年度は、1,195.84ｔが有効利用されました。

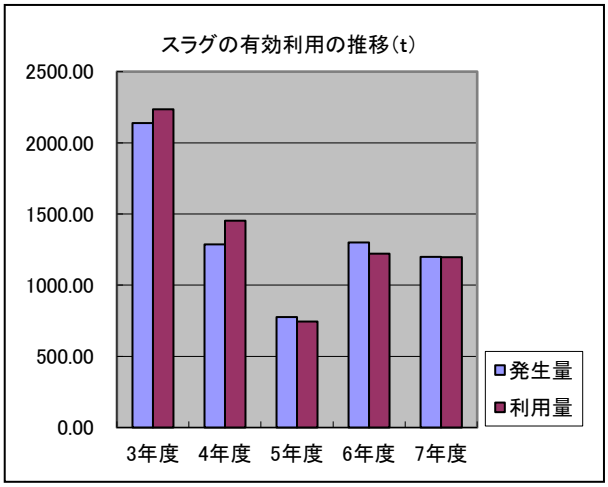

６　ごみ処理における資源回収実績

構成市町村から収集された資源は、全て高尾清掃センターに持ち込まれ、選別機や手選別により回収、資源化しています。

金属類（鉄類・アルミ缶）

鉄類は、令和３年度をピークに緩やかな減少傾向となっていますが、アルミ缶は、おおむね安定量を維持した状況となっています。
令和７年度は、鉄類が約 248ｔ、アルミ缶が約 135ｔとなっています。

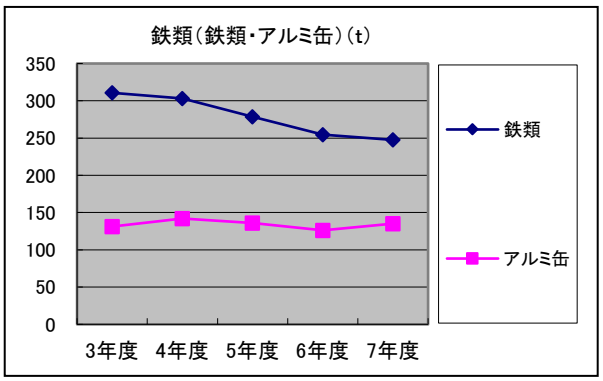

紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌類・紙パック）・布類

紙類・布類は、緩やかな減少傾向となっています。
令和７年度は、紙類全体で約 2,525ｔ、布類が約 406ｔとなっています。

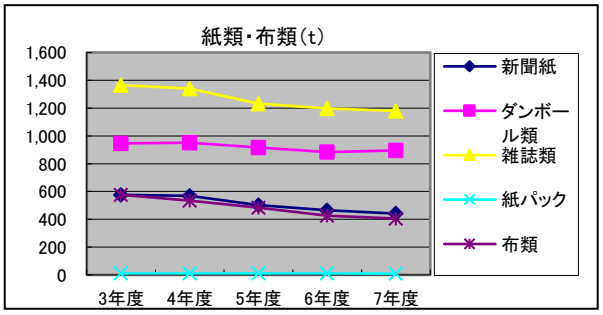

びん類（生ビン・カレット）・ペットボトル

びん類は、減少傾向となっていますが、ペットボトルは、おおむね安定量を維持した状況。
令和７年度は、びん類全体で約 532ｔ、ペットボトルが約 262ｔとなっています。

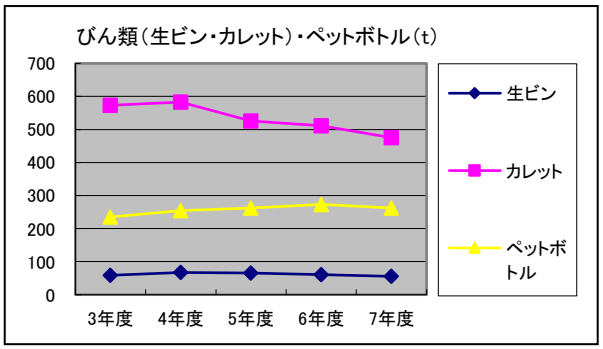

有害ごみ（蛍光管・乾電池・ライター・スプレー缶）

有害ごみは、令和３年度をピークに減少傾向でしたがおおむね安定量を維持した状況。スプレー缶は、安定量を維持した状況となっています。
令和７年度は、蛍光管が約７ｔ、乾電池が約 32ｔ、ライターが約３ｔ、スプレー缶が約 19ｔとなっています。

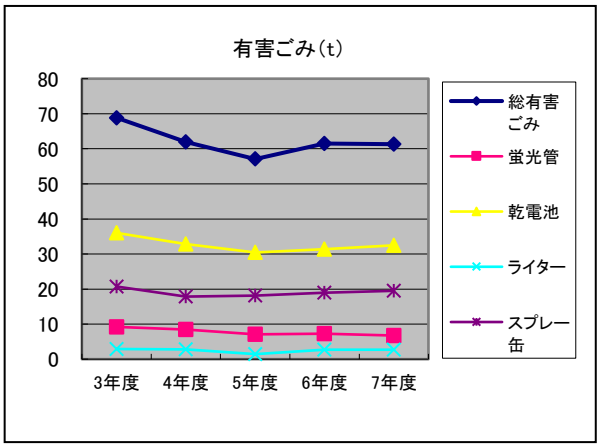

熱回収施設（金属類・その他資源）

金属類・その他資源は、熱回収施設のガス化炉バンカからも排出され、回収しています。

金属類は、減少傾向でしたが増加に転じました。その他資源は、令和４年度をピークに減少に転じましたが、令和７年度は、前年度より増加しています。令和７年度の金属類は、約 520ｔ、その他資源は約 75ｔとなっています。

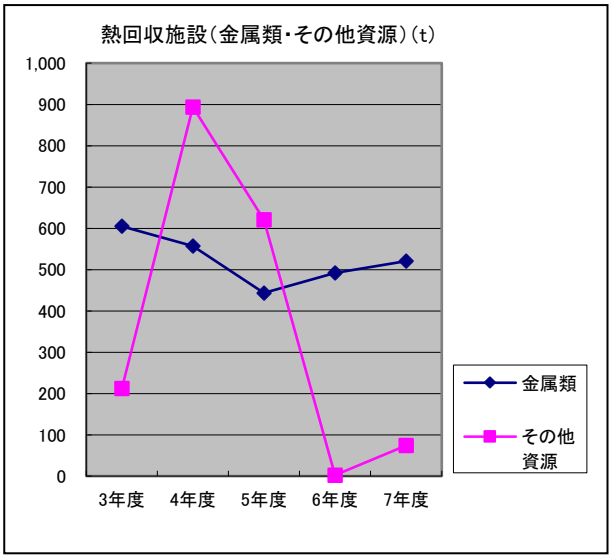

７　し尿処理における環境対策

（１）放流水

基準値は、「都民の健康と安全を確保する条例」によるし尿浄化施設（し尿浄化槽を除く）を有する事業場に係る基準値を示しています。

平成 30 年 10 月１日から施設更新に伴い、汚泥再生処理センター（玉美園）を稼働開始しました。

し尿処理水放流量

微生物による処理及び高度処理（科学的・物理的処理）を行ったし尿処理水は、秋川へ放流しています。

令和７年度の放流量は、約 6,714 ㎥で、減少傾向となっています。

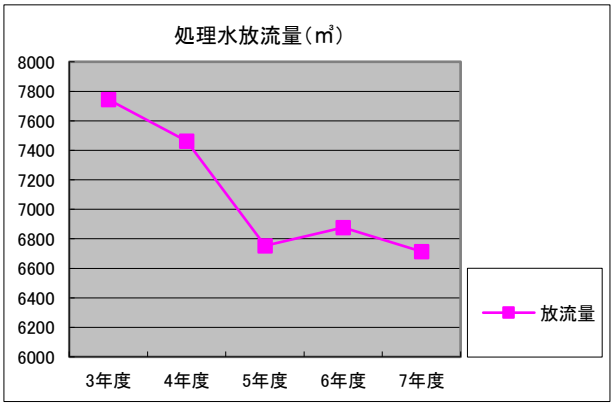

水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性の度合いを表します。

pH7 が中性で、pH7 を超えるとアルカリ性、pH7 未満では酸性を示し、基準値は pH5.8～pH8.6 となっています。

令和７年度の平均値は、pH7.2 で、アルカリ性寄りの基準値以内の数値を維持しています。

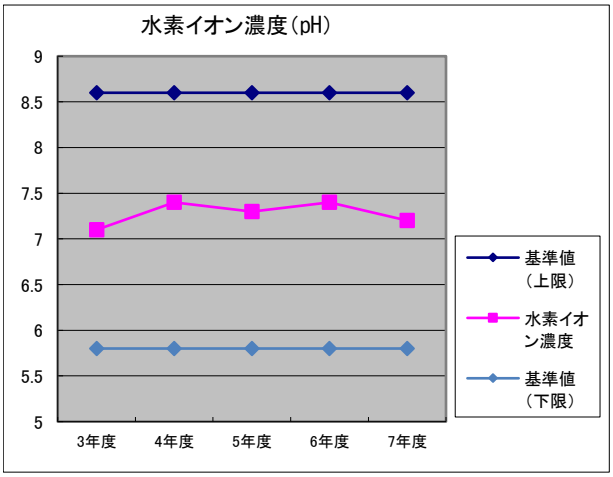

生物化学的酸素要求量(BOD)

有機物汚染の指標で、水中に酸素が十分ある中で、有機物が微生物に分解される時に消費される酸素量です。

令和７年度の平均値は、0.8 mg/Lで、基準値を大きく下回る数値を維持しています。

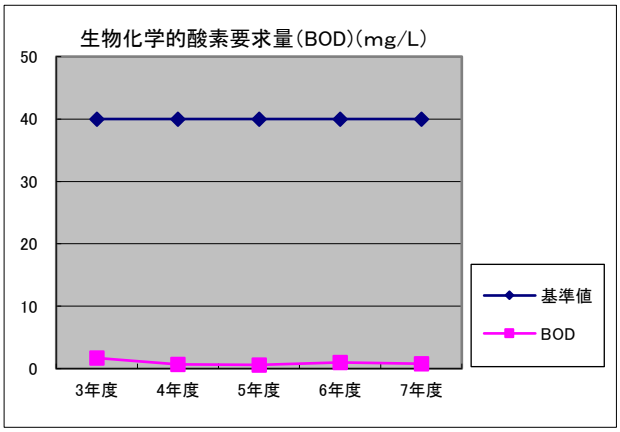

浮遊物質量(SS)

水質の濁りに関する指標で、水中に浮遊する水に溶け切れなかった直径２mm以下の粒子状物質のことで、処理水に由来する有機物などです。

令和７年度の平均値は、1mg/L 未満で、基準値を大きく下回る数値を維持しています。

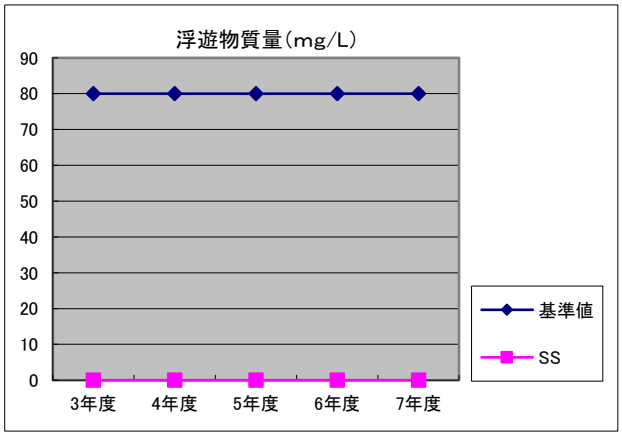

全窒素(T－N)

放流水に含まれる窒素の総量で、窒素は、生物体自身又はその排泄物中に含まれており、水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

令和７年度の平均値は、3.42 mg/Lで、基準値を大きく下回る数値を維持しています。

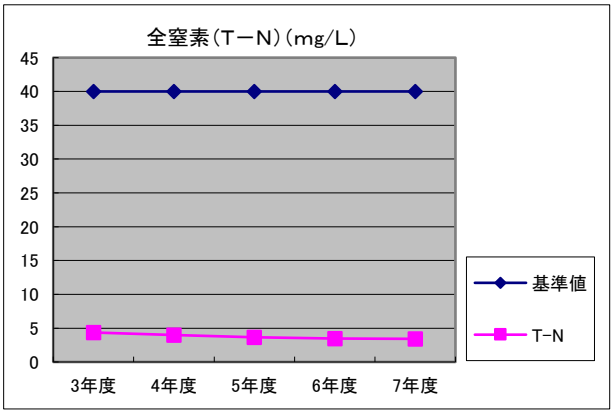

全りん(T－P)

放流水に含まれるりんの総量で、窒素とともに水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

令和７年度の平均値は、定量下限値の 0.05 mg/L で、基準値を大きく下回る数値を維持しています。

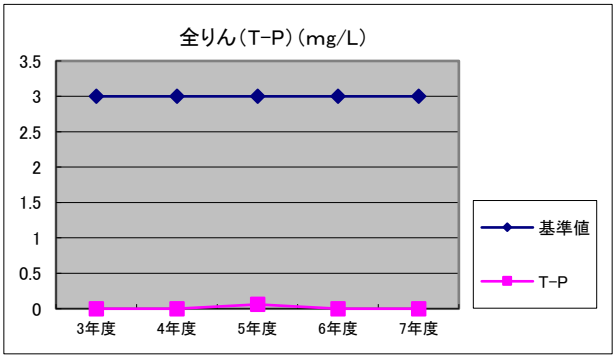

大腸菌(群)数

ほとんどの種類の大腸菌には病原性はありませんが、水中の大腸菌（群）数は、し尿汚染の指標として使われています。

令和７年度の平均値は０CFU/mlで、基準値（令和７年度から変更）を下回る数値を維持しています。

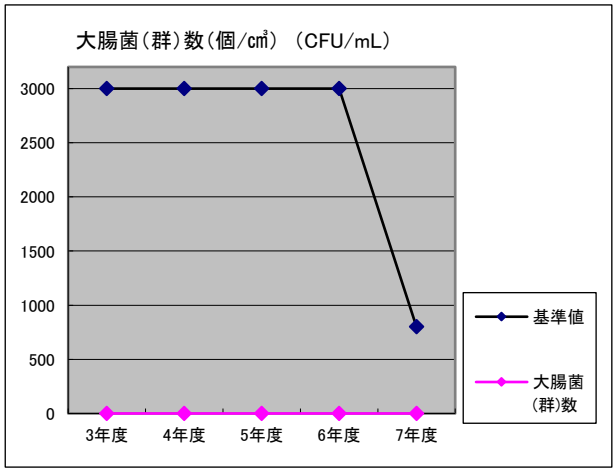

※令和６年度までは、大腸菌群数（環境基準値 3,000 個/㎤・協定書基準値 100 個/㎤）でしたが、水質汚濁防止法等に定める大腸菌に係る規制基準が改定され、令和７年度からは、大腸菌数（環境基準値 800CFU/mℓ・協定書基準値 26 CFU/mℓ）に変更になりました。

（２）汚泥排出量

汚泥搬出量

し尿を処理する過程で発生した余剰汚泥は、濃縮、脱水処理して搬出し、有機肥料として再利用されていましたが、平成 30 年 10 月に稼働した新施設では、助燃剤化し熱回収施設の燃料として再利用しています。

令和７年度の排出量は、約 66ｔで、おおむね前年度を維持した状況です。

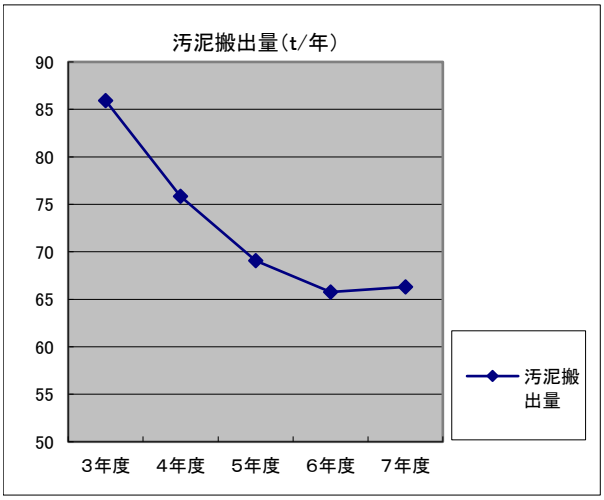

８　環境負荷を減らす取組

（１）地球温暖化防止

ごみ処理における資源物の回収及び有効利用に取り組むとともに、効率的な運転管理を行うことで発電効率を上げ、また、ソーラーパネル、風力を利用した照明を設置し、投入エネルギーの削減に努めています。

（２）事務室での取組

不必要なコピーはせず、裏面を再利用するなど、紙の使用量の削減に努めています。

また、昼休みには事務室などの照明は消灯するなど節電に取り組んでいます。

９　組合活動

組合では、知識や技術、技能を身に付けるため、各種研修会への参加や訓練を実施しています。

（１）職員教育

年間計画を立て、東京都や関係団体が開催する専門的な技術研修会に関係職員を参加させ、更なる知識や技術の習得を図り、職員のスキルアップに努めています。

（２）防災訓練

たかお環境サービスと西秋川衛生組合の合同で実施する防災訓練を開催し、初期消火訓練など、東京消防庁秋川消防署の指導の下、災害に備えた訓練を実施しました。

（４）交通安全講習会

構成市町村のごみ及びし尿収集作業者等を対象に、警視庁五日市警察署に講演を依頼し、交通安全講習会を年１回、年末に実施し、安全運転及び交通事故防止について啓発を図りました。

第３章　コミュニケーション

１　環境情報の公開

（１）平成１８年８月１日にホームページを開設しました。
　　ホームページアドレス　　http://www.nishiakigawa.or.jp

（２）運営協議会等の開催
　地域住民代表、組合議員代表及び組合管理者等により構成された協議会を毎年開催し、廃棄物処理の現状や各種環境測定の結果などについて報告及び協議を行っています。

ア　西秋川衛生組合管理運営及び環境保全に関する高尾自治会協議会
（ア）自治会代表委員　６人
（イ）西秋川衛生組合議会代表委員　６人

イ　西秋川衛生組合管理運営及び環境保全に関する留原自治会協議会
（ア）自治会代表委員　６人
（イ）西秋川衛生組合議会代表委員　６人

ウ　西秋川衛生組合御前石最終処分場の環境保全等に関する網代自治会運営協議会
（ア）自治会代表委員　６人
（イ）西秋川衛生組合議会代表委員　６人

エ　西秋川衛生組合汚泥再生処理センター公害防止協議会
（ア）町内会代表委員　６人
（イ）西秋川衛生組合議会代表委員　１人
（ウ）構成市町村代表委員　１人

（地元自治会との運営協議会）

２　施設の見学

組合では、小学生の社会科見学や一般の方の施設見学を受け付けています。

なお、施設見学をご希望の方は、直接、西秋川衛生組合までお申し込みください。

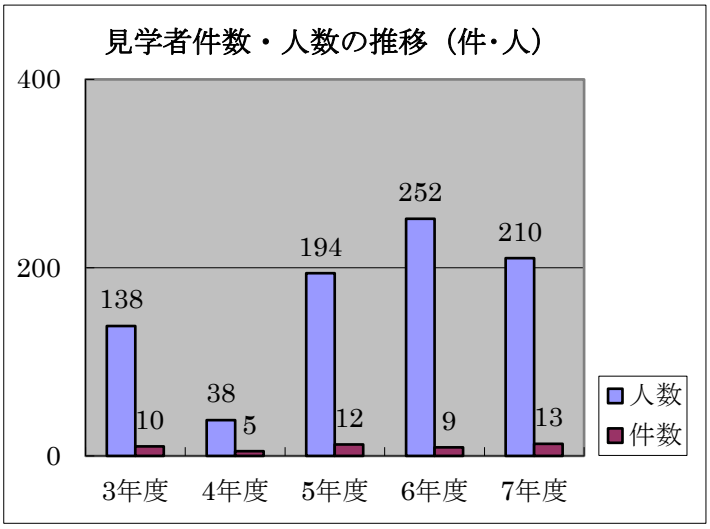

■　西秋川衛生組合
　　事務局　管理係　　０４２－５９６－４４１８（代）

３　社会的活動

（１）緑地の維持管理

　搬入搬出道路の緩衝緑地に植えられた樹木の剪定、草刈などを毎年定期的に実施し、維持管理に努めています。

（２）美化活動

　組合施設周辺道路の美化活動を毎年定期的に実施し、地域環境の美化向上に努めています。

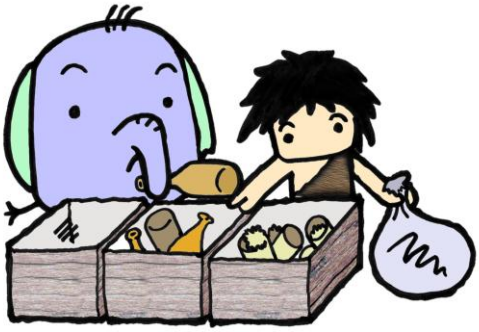

４　事業のあゆみ

ごみ処理施設整備・運営事業に係る主なあゆみ

年　月	出　　来　　事
平成　７年１２月	地元自治会へ更新（改築）のお願い
平成１２年　９月	西秋川衛生組合高尾清掃センターごみ処理施設建設検討委員会設置（9 月 1 日）
平成１９年１１月	西秋川衛生組合施設建設基本計画策定 117 t /日、ガス化溶融方式、リサイクルセンター、修理再生展示施設決定
平成２１年　２月	事業方式を「公設・民営（ＤＢＯ）方式」に決定
平成２１年　７月	都市計画決定、生活環境影響調査結果及び新ごみ処理施設建設事業に係る 住民説明会実施　縦覧・閲覧期間：平成 21 年 7 月 1 日から 7 月 30 日まで
平成２２年　１月	西秋川衛生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会設置
平成２２年　６月	地元自治会（高尾自治会及び留原自治会）と協定書の締結
平成２２年１２月	最優秀提案事業者決定 最優秀提案グループ：㈱神鋼環境ソリューション　東京支社(代表企業)
平成２３年　３月	ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約締結 仮契約：平成 23 年 2 月 25 日　　契約議決：平成 23 年 3 月 17 日 （特定事業契約） 基本契約：㈱神鋼環境ソリューション(代表企業)外 4 社 建設工事請負契約：神鋼・安藤・高橋上田設計建設共同企業体 契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで 運営・維持管理業務委託：㈱たかお環境サービス 平成 26 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
平成２３年１０月	奥多摩町加入（10 月 3 日）
平成２５年　３月	第２御前石最終処分場再生事業に関する地元自治会(網代自治会)との協定
平成２５年１２月	熱回収施設「火入れ式」(12 月 18 日） 旧焼却炉へのごみ受け入れ終了（12 月 30 日）
平成２６年　１月	熱回収施設試運転に伴い新分別基準により受入れ開始（1 月 6 日）
平成２６年　２月	第２御前石最終処分場再生事業開始
平成２６年　３月	熱回収施設「完成式典」(3 月 29 日）
平成２６年　４月	熱回収施設本格稼働(４月１日） 運営・維持管理業務委託着手（平成 26 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日）
平成２８年　１月	リサイクル施設資源化処理棟試運転開始（びん類、缶・金属類、ペットボトル）（1 月 4 日） 計量機稼働開始、資源ストックヤード使用開始（1 月 18 日）
平成２８年　３月	ごみ処理施設整備事業完了（引渡式　3 月 30 日）
令和　５年　３月	第２御前石最終処分場再生事業のうち、掘り起こし作業完了
令和　７年　１月	令和６年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入開始
令和　７年　８月	令和６年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入終了

し尿処理施設整備・運営事業に係る主なあゆみ

年　月	出　　来　　事
平成２７年４月	秋川衛生組合に係る事務を西秋川衛生組合が承継
平成２７年５月～ 平成２８年３月	汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務委託 委託業者：(一財) 日本環境衛生センター
平成２７年８月～ 平成２８年３月	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事総合評価入札審査会 （第１回から第４回）最優秀提案者特定
平成２８年３月	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事総合評価入札審査会で 最優秀提案者（クボタ環境サービス株式会社）を特定したので管理者へ報告
平成２８年５月	平成２８年西秋川衛生組合議会臨時会 （仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の請負契約について 可決　平成２８年５月２７日付けで本契約 工期：平成２８年５月３０日から平成３１年３月２９日まで
平成２８年５月	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事施工管理業務委託 受託者：(一財) 日本環境衛生センター 履行機関：平成２８年５月２８日から平成３１年３月３１日まで
平成２９年１月	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事起工式
平成２９年９月	西秋川衛生組合汚泥再生処理センターに関する協定書及び地域振興事業に関する覚書締結（小川東町内会）
平成２９年９月	西秋川衛生組合汚泥再生処理センターの建設に係る地域振興事業に関する覚書締結（小川町内会）
平成３０年８月	防火水槽工事着手（組合発注） 請負事業者：(株) 高丘組　工期　平成３０年１０月３１日
平成３０年８月	汚泥再生処理センターへ試運転に係る全量投入を開始（定格運転１４日間）
平成３０年８月	旧し尿処理施設解体に伴う工事説明会を開催（玉見会館）
平成３０年９月	旧し尿処理施設解体を開始
平成３０年９月	汚泥再生処理センター処理棟引渡し検査及び平成２９年度繰り越し分完了検査 平成３０年９月３０日付け検査合格
平成３０年１０月	汚泥再生処理センター供用開始 西秋川衛生組合汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託 受託者：クボタ環境サービス（株） 委託期間：平成３０年１０月１日から令和５年３月３１日まで
平成３１年２月	あきる野市都市計画審議会へ都市計画変更（秋多都市計画汚物処理場）について 付議　同年２月２５日告示 処理能力：200kl/日→24kl/日　敷地面積：約 2.2ha→約 0.45ha
平成３１年３月	汚泥再生処理センター整備工事完了に伴う性能試験実施（騒音・振動・悪臭）
平成３１年３月	汚泥再生処理センター整備工事完了検査
平成３１年３月	汚泥再生処理センター整備工事竣工式及び内覧会 小川東町内会（役員）へ整備工事完了に伴う報告会の実施
令和５年４月	西秋川衛生組合汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託 受託者：クボタ環境エンジニアリング（株） 委託期間：令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

＊＊＊　編集後記　＊＊＊

環境報告書は、西秋川衛生組合における環境事業の概要をまとめたもので、今回で２０回目の発行となりました。環境対策に対するご理解とご関心を深める一助としていただければ幸いです。

今後も、施設の適切な維持管理及び運転に努めることで、構成市町村の住民の皆様が安心して暮らせる安全な施設運営を継続してまいります。

案　内　図

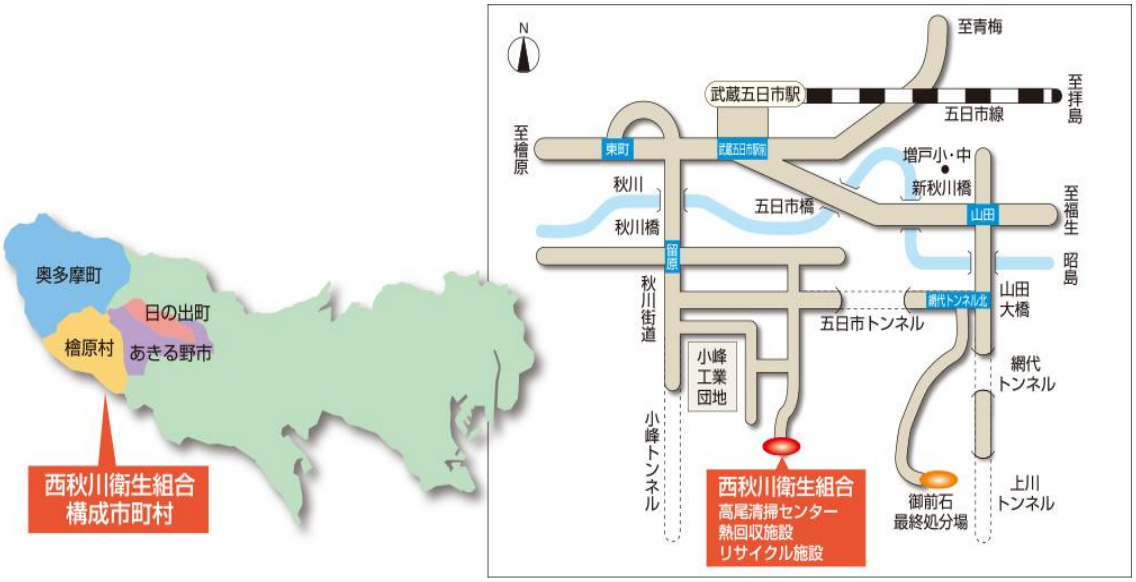

お問合せ先

名　　称：西秋川衛生組合　高尾清掃センター
所　在　地：〒１９０－０１５４　東京都あきる野市高尾５２１
電　　話：０４２－５９６－４４１８
Ｆ　Ａ　Ｘ：０４２－５９６－４５９２

発　　行：令和８年９月
発行責任者：榎本　和生　（事務局長）
作　成　者：山根　　悟　（事務局次長）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　：http://www.nishiakigawa.or.jp

■　構成市町村

あきる野市生活環境課	０４２－５５８－１１１１（代）
日の出町協働推進課	０４２－５９７－０５１１（代）
檜原村産業環境課	０４２－５９８－１０１１（代）
奥多摩町環境課	０４２８－８３－２１１１（代）